

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 1 計画策定の沿革

野火止用水は、承応4年（1655）、川越藩主・松平伊豆守信綱により、武蔵野開発の一環として、野火止台地開発のために入植した人々の飲用水の確保を目的に開削された用水路である。現在の小平市中島町を流れる玉川上水から分水され、野火止台地を経て新河岸川に至るまで、全長約24kmに及んでいる。

昭和19年（1944）に「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき史蹟（地方的）として指定され、昭和30年（1955）に埼玉県文化財保護条例が制定されると、埼玉県の史跡に指定替えされている。また、昭和49年（1974）には都内の野火止用水とその周辺の緑地が「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、野火止用水歴史環境保全地域に指定され、保護されている。

新座市では、平成6年度に『野火止用水管理・活用計画』を策定し、これに基づき文化財としての価値をき損することなく、保存と活用を行ってきた。しかし、計画の策定から月日が経過する中で、史跡を巡る環境は著しく変化し、計画を見直す必要性が高まってきた。本計画は旧計画を見直し、野火止用水を恒久的に保存・活用していくため、基本的な計画として策定するものである。



図1：新座市の位置（『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』）



また、市では過去に復原対策事業と清流対策事業という2度の整備を行ってきたが、整備完了から30年以上が経過し、各所で経年劣化が確認されている。法面が大きく崩落した箇所も確認されており、近年の気候変動に伴う大雨の増加が影響していると考えられる。さらに、用水沿いの樹木や周辺の雑木林において、ナラ枯れ被害も拡大している。このような現況や環境の変化に対応していくためには、史跡の保存・活用・整備に渡る全体的な見直しをする必要があり、本計画を策定する契機となった。

## 2 計画の目的

本計画は、野火止用水を地域の多様な自然的・歴史的景観と調和・共存させ、持続可能で未来につながる史跡とするために、適切な保存・活用・整備の方針を定め、実現するための方法を策定することを目的とする。

また、広く市民に対して、史跡の保存及び活用を組織的に取り組むための共通事項を明示し、地域の歴史や自然の学習の場、研究の拠点としての将来的な方針を明らかにするものである。

具体的には、次の項目について検討し、方針を定めることとする。

- ① 史跡の本質的価値について、明確にする。
- ② 価値を構成する要素を整理する。
- ③ 史跡を適正に保存管理していく考え方や方法を示す。
- ④ 活用と整備に関する基本的な理念に基づき、その方法や体制についての考え方を示す。

## 3 委員会の設置・経緯

本計画の策定に当たり、野火止用水の保存、活用及び整備に係る検討のため、令和4年度に「野火止用水保存活用計画策定委員会」を開催した。策定委員会は、学識経験者、市民、庁内行政関係者等から構成し、県教委の指導・助言を得た。

策定委員会の開催記録や関連会議等については表1に、策定委員名簿については表2に、それぞれ示したとおりである。

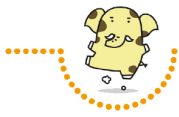


表1：計画策定の経緯

年 月 日	開催場所	議事内容
令和4年3月から6月まで	-	庁内各課ヒアリング
令和4年5月23日	第二庁舎会議室3	第1回新座市文化財保護審議委員会
令和4年6月30日	本庁舎全員協議会室	第1回策定委員会 ・野火止用水の現状について ・保存活用計画（素案）について
令和4年7月	-	野火止用水のボランティア活動に係るアンケート調査
令和4年8月16日	第二庁舎会議室3	第2回策定委員会 ・保存活用計画（素案）について ・ボランティア活動について
令和4年9月	-	全庁照会
令和4年10月3日	市内	策定委員会 ・現地視察及び懇談
令和4年10月18日	第二庁舎会議室3	第2回新座市文化財保護審議委員会
令和4年11月7日	本庁舎第2委員会室	第3回策定委員会 ・保存活用計画（素案）について ・測量調査の成果について
令和4年12月15日から 令和5年1月14日まで	-	パブリックコメント意見募集
令和5年2月2日	本庁舎庁議室	第4回策定委員会
令和5年2月21日	本庁舎203・204会議室	新座市教育委員会定例会
令和5年3月22日	リモート開催	庁議



図2：策定委員会の様子

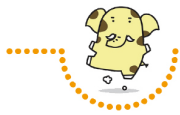


表2：策定委員会名簿（順不同・敬称略）

## 【参加者】

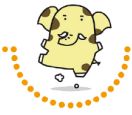
No.	氏名	専門区分 職名・職歴等
1	根岸 茂夫	日本近世史学 國學院大学名誉教授
2	宮瀧 交二	日本古代・中世史（民衆史）、博物館学 大東文化大学文学部教授
3	本間 暁	天然記念物（雑木林等）、文化財行政 元文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官
4	松竹 寛山	国指定天然記念物「平林寺境内林」所有者
5	小野 良平	風景計画学・造園学 立教大学観光学部観光学科教授
6	田中 潤	日本近世史学 学習院大学史料館研究員
7	長谷川 栄	農業 新座市産業観光協会会長
8	横山 勇	ふるさとの緑と野火止用水を育む会（HUGネット）会長

## 【関係者】

No.	区分	所属
1	指導・助言	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課 （県文化財保護行政担当）
2	関係課	新座市インフラ整備部道路管理課 （野火止用水使用組合担当）
3	関係課	新座市インフラ整備部道路河川課 （野火止用水整備担当）

## 4 他の計画との関係

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）及び文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針等に基づき改正され、平成31年（2019）4月1日に施行された文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）では、国指定等文化財の所



有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化された（法第53条の2第1項）。野火止用水は、埼玉県文化財保護条例第31条の規定に基づき、県指定史跡であるが、近年の文化財を取り巻く環境に鑑み、文化庁「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」等を参照しながら、本計画を策定することとした。

本計画の策定に当たり、市の最上位計画である新座市総合計画や、関連計画との整合を図る。本計画と関連する諸計画との関係は下図のとおりである。

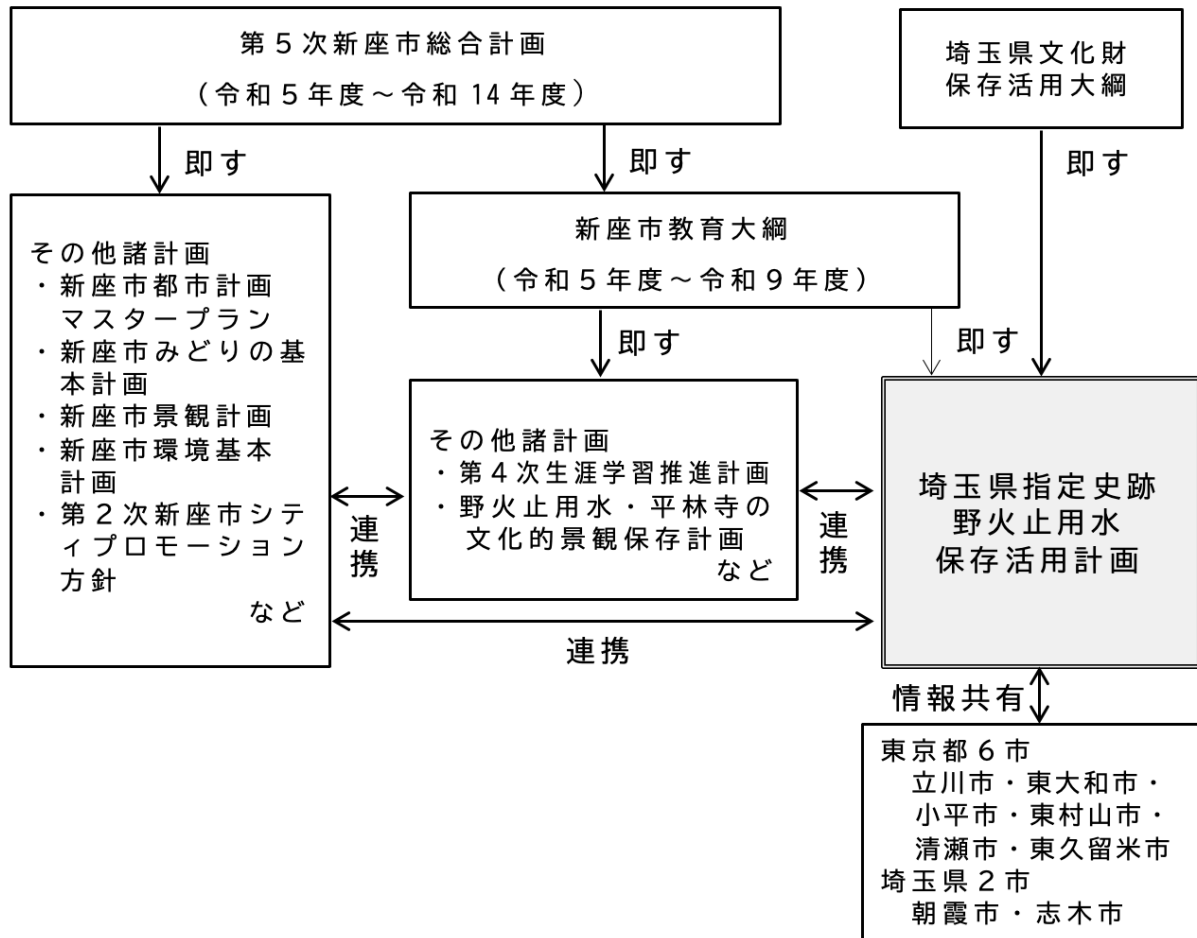


図3：本計画と諸計画との関係

## 5 計画の実施

本計画の策定、施行日については以下のとおりである。

策定日：令和5年3月22日

施行日：令和5年4月1日

本計画の実施期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とする。